



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 671 随意契約の相手方の決定 (広報室)
- 672 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 673 生活保護法による施術機関の指定(")
- 674 生活保護法による医療機関の指定(")
- 675 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 676 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿福祉課)
- 677 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 678 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 679 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 680 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (")
- 681 基本測量の実施 (技術調査課)
- 682 道路の区域変更 (道路保全課)
- 683 新道路の供用開始等 (")
- 684 道路の区域変更 (")
- 685 新道路の供用開始 (")
- 686 宅地造成工事規制区域の指定 (都市政策課)

○ 海区漁業調整委員会指示

- 3 ウミガメの採捕等

告 示

和歌山県告示第671号

平成21年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）

第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
153,498,545円（うち消費税及び地方消費税の額7,309,454円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社旭誠	海南市下津町丸田129番地4	ケアプランセンターふたば	海南市下津町興434番地	居宅介護支援	平成21.3.1
株式会社旭誠	海南市下津町丸田129番地4	訪問介護ステーションふたば	海南市下津町興434番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.4.1

和歌山県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 10-21	岩崎政彦	岩崎鍼灸整骨院	岩出市西安上93-6	平成 21.2.26

和歌山県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋齒 37-21	石川歯科医院	橋本市高野口町伏原17 4-1	平成 21.3.1

指 定 番 号	名 称	変 更 事 項 (所 在 地)		変 更 年 月 日
		旧	新	
田葉 48-19	有限会社出嶋薬局たきない店	田辺市たきない町2980番58	田辺市たきない町20番8号	平成 21.3.27
有葉 23-9	粟生調剤薬局	有田郡有田川町粟生542-1	有田郡有田川町粟生542-5	平成 20.12.11

和歌山県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により

和歌山県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106962	株式会社みのり	和歌山市吐前263-1	寺本卓二	ふれ愛	和歌山市布施屋796-1	居宅介護支援	平成 21.5.1 平成 27.4.30
3071400737	有限会社ハーモニー	海南市日方1512-3	松浦まゆみ	ケアプランセンターハーモニー	海南市日方1512-3	居宅介護支援	平成 21.5.1 平成 27.4.30

和歌山県告示第677号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）附則第4条の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を

次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3071800159	株式会社鼎コーポレーション	岩出市西野353番地の4	河部崇明	ヘルパーステーションかなえ	岩出市西野353番地の4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3072100740	社会福祉法人和歌山福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	宇治田文彦	ホームヘルプドリーム	日高郡由良町吹井919-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3072400819	社会福祉法人和歌山福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	宇治田文彦	ホームヘルプすてっぷ	西牟婁郡上富田町朝来993-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3071300705	株式会社ひだまり	紀の川市名手市場528番地4	辻本和美	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530番地4	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3071600815	社会福祉法人和歌山ひまわり会	和歌山市有本434番地の2	寺口彰俊	訪問看護ステーションすまいる	有田郡広川町和田18	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3010111148	和歌山中央医療生活協同組合	和歌山市有本143の1	阪中重良	生協芦原診療所	和歌山市雄松町2丁目55	通所介護・介護予防通所介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3070106988	株式会社男生	和歌山市吉原747-1	廣本武典	デイサービスよしはら	和歌山市吉原747-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3070106996	有限会社恵万	和歌山市小雑賀3丁目2-7	新田知世子	デイセンター和（なごみ）	和歌山市小雑賀2丁目4-16	通所介護・介護予防通所介護	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕
3072000395	有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	北出玲子	ヒューマンケアキタデ	御坊市園98-3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成21.5.1 〔平成27.4.30〕

和歌山県告示第678号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）附則第4条の規定により、なお従前の例によることとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援

事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕

3070106970	株式会社パソナスパークル	大阪市北区芝田1-1-4	田村啓一	こころ西浜	和歌山市西浜892-5	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.5.1 平成27.4.30
3071600807	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町下津野807番地1	高垣司	まごころランド	有田郡有田川町下津野807番地1	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.5.1 平成27.4.30

和歌山県告示第679号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120487	訪問介護愛心	和歌山市堀止西1丁目6番9号	居宅介護	身体障害者	有限会社プランナー堂本	和歌山市堀止西1丁目6番9号	平成21.5.1	平成27.4.30
3010120479	まつい訪問看護ステーション	和歌山市築港2丁目8番地の2	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者	有限会社まついコーポレーション	和歌山市築港2丁目8番地の2	平成21.5.1	平成27.4.30
3011610114	まごころランド	有田郡有田川町大字下津野807番地1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町大字下津野807番地1	平成21.5.1	平成27.4.30

和歌山県告示第680号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき

公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3031400256	あすなろ共同作業所	事業所の名称	精神障害者通所授産施設あすなろ共同作業所	あすなろ共同作業所	平成21.4.1

和歌山県告示第681号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量作業)
- 作業期間 平成21年5月11日から平成22年1月22日まで
- 作業地域 田辺市、新宮市

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 印南原印南線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字印南字谷1548番2地先から同町大字印南字谷2220番3地先まで	旧	7.00 ? 12.50	60.00	
同上	新	13.00 ? 22.50	60.00	

和歌山県告示第682号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

和歌山県告示第683号

平成21年和歌山県告示第682号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年5月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海草郡紀美野町小畑字馬場西94番1地先から同町小畑字森の坪49番2地先まで	新	14.20 ? 17.80	312.21	

和歌山県告示第685号

平成21年和歌山県告示第684号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年5月15日から供用を開始する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第686号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定により、次の区域を宅地造成工事規制区域として指定する。ただし、その効力は平成21年6月1日から生ずるものとする。

その関係図書は、和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課及び田辺市役所において閲覧に供する。

平成21年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次に掲げる地域に掲げる線、地物、施設又は工作物（以下「線」という。）で囲まれる土地の区域。ただし、線の起点は前の線との最初の交点（最初の線にあっては、最後の線との交点）とし、線の終点は次順位の線の起点（最後の線にあっては、最初の起点）とする。

- 1 田辺市N地区
 - (1) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町埴田の境界線

- (2) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町熊岡の境界線
- (3) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町晩稲の境界線
- (4) 田辺市中芳養と日高郡みなべ町東本庄の境界線
- (5) 田辺市中芳養と田辺市上芳養の境界線
- (6) 田辺市中芳養と田辺市芳養町の境界線

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年5月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春
（定義）

- 1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。
（採捕の制限）
- 2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。
（承認の対象）
- 3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。
（1）試験研究の用に供しようとする者
（2）増殖の用に供しようとする者
（3）和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者
（承認証の携帯）
- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
（報告書の提出）
- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。
（指示の有効期間）
- 6 この指示の有効期間は、平成21年5月16日から平成23年5月15日までとする。
（制限又は条件）
- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。
（1）3の（1）又は（2）に該当する場合
ア 3の（1）又は（2）に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
（2）3の（3）に該当する場合
ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。

イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。

ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。